

日建連発第148号
平成19年10月1日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

**「工事契約に関する会計基準(案)」及び「工事契約に関する会計基準
の適用指針(案)」への意見**

社団法人 日本建設業団体連合会
会計・税制委員会 会計専門部会

1. 工期との関係について【会計基準案 第50項】

四半期会計が定着していない現状に鑑み、工期1年以内の工事については、当面の間は、工事完成基準を適用できるとされたい。

理由：

本基準案では第50項で説明されているように、特に工期の長さについて言及されていないが、第51項には「工期がごく短いものは工事完成基準が適用され则认为られる」との記載もある。

現行の表現では「工期のごく短いもの」の判断が難しいので、工期についてはある程度の目安を例示すべきと考える。

また、短期工事についても工事進行基準を使いたいという企業に対し、2つの基準を選択可能であることを示す必要がある。

2. 工事原価総額の見積りについて【会計基準案 第48項】

第48項の一部文言について、「工事原価等の管理が個別に行われていない」から「工事原価等を集約して管理している」という表現に変えていただきたい。

理由：

複数の雑工事を集約管理している場合があるが、現行の表現では、全く工事原価の管理を行っていないと誤解を招く恐れがある。

3. 注記事項について【会計基準案 第21項】

工事契約に関する事項（４）について、記載する必要がないのではないか。

理由：

注記を必要とする理由が不明である。

4. 工事進行基準の適用により計上される未収入額について【会計基準案 第57項】

工事進行基準の適用により計上される未収入金の取扱いについては、回収の可能性について疑義がある場合には、一般債権と一律に貸倒引当金を計上せずに、個別評価による貸倒引当金として計上すべきである。

理由：

工事進行基準における完成工事未収入金については、発注者に未払金との認識は無く、決算時の残高確認は極めて困難である。

第35項にはこの未収入金について、会計上「法的債権に準ずる」との考えが示されているが、まだ税務上の取扱いが明確にされていない状況で、発注者に対する法的請求権の無い未収入金を、一般債権と同列に扱うべきでない。

5. 成果の确实性の事後的な喪失について【適用指針案 第16項】

予期せぬ追加作業が必要となった場合の当該部分の対価の請求について、「当事者間で合意された場合に限り」と限定されているが、「当事者間で合意された場合、あるいは合意される可能性が高い場合」としていただきたい。

理由：

工事契約の実態を十分考慮し、対象とされるケースが限定されないよう配慮すべきではないかと考える。

6. 適用時期等について【会計基準案 第22項】

本会計基準の適用時期については、平成22年4月1日以後としていただきたい。

また、その場合には早期適用を可能とし、その時期については、平成21年4月1日以後としていただきたい。

理由：

本会計基準の適用については、自社だけでなく関係会社も含めたシステム対応が必要である。また、財務報告にかかる内部統制体制の構築に相当の準備期間が

必要であると見込まれる。現行の適用開始時期のままでは、すべての関係会社までシステム対応を徹底させるのは困難であるため、適用開始を1年延長するなどの措置が必要であると考ええる。

7. その他

本公開草案への直接的な意見ではないが、新たに工事進行基準を適用する企業、適用の範囲が拡大する企業では、進行基準と完成基準との一時的な並存によって課税負担が重くなる可能性があること等、担税力に配慮した税制上の措置も必要と考えていることを申し添える。

以 上